

柵原クリーンセンター焼却施設解体工事

発注仕様書

平成29年3月

美咲町

目 次

第1節 計画概要	1
1. 一般概要	1
2. 工事名	1
3. 対象施設	1
4. 工事場所	1
5. 対象敷地面積	1
6. 工期	1
7. 工事方針	2
第2節 設計施工方針	3
1. 適用範囲	3
第3節 解体施設概要	4
第4節 工事範囲	7
1. プラント設備類解体撤去工事	7
2. 土木建築類の解体撤去工事	7
3. 解体撤去工事に伴う分析，調査	7
4. 解体撤去工事に伴う付着物除去作業	7
5. 解体材の処理，運搬，処分	7
6. 解体後の埋め戻し，整地，片付け清掃等	8
7. 施工計画及び現場管理等	8
8. 官公署等申請への協力	8
第5節 関係法令等の遵守	9
第6節 解体工事の実施について	10
1. 解体工事の実実施計画	11
2. 解体工事の安全対策	12
3. 解体工事の施工	13
4. 汚染物及び解体廃材の処分方法	14
5. その他工事条件	15
第7節 提出図書	17
1. 工事实施時の提出書類	17
第8節 その他	18
1. 施工	18
2. 一般事項	18

添付資料（参考）.....

- 1．位置図
- 2．解体範囲
- 3．ダイオキシン類調査結果
- 4．アスベスト調査結果
- 5．参考写真
- 6．参考図面

本仕様書は、美咲町（以下「本町」という。）が計画する、柵原クリーンセンター焼却施設解体工事に適用する。

第1節 計画概要

1. 一般概要

柵原クリーンセンター焼却施設解体工事（以下「本工事」という。）は、旧柵原町焼却施設の敷地内に残存する建物及び焼却施設の解体撤去を行うものである。

焼却施設の解体にあたっては、施設内に焼却灰、集じん灰等の汚染物が堆積又は付着残留しているため、飛散防止の対策をした上で、これら汚染物の除去及び除去した汚染物の処理・処分を適切に行い、加えてその取扱いや作業環境等の面でも特に注意が必要となるので、不備のないよう十分に配慮すること。また、周辺環境に影響を与えないように工程面・施工面等において、適切な配慮を行うこと。

本工事に際しては、平成26年1月10日付け厚生労働省基発0110第1号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（改正）の内容に添って、安全且つ適正に解体工事を実施すること。

なお、本工事は環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象事業として行うものである。

2. 工事名

柵原クリーンセンター焼却施設解体工事

3. 対象施設

旧柵原町焼却施設

施設規模 焼却施設：9t/日

方式：機械化バッチ燃焼方式

供用開始年月日：昭和47年7月

稼働停止年月日：平成6年3月

4. 工事場所

岡山県久米郡美咲町連石

5. 対象敷地面積

全敷地面積：約 5,625.79m²（解体対象物敷地面積約900m²）

6. 工期

契約を締結した日から平成30年1月31日までとする。但し、現地工事は、平成29年12月31日までに完了すること。

7. 工事方針

解体対象施設の地下構造物を含むプラント関連設備及び土木建築物は、解体範囲図に示す構造物を全て解体撤去行うものとする。解体撤去後の地下部分は良質土で埋戻すものとする。なお、解体工事の管理区分については、汚染物のサンプリング調査結果に基づき見積ること。

第2節 設計施工方針

1. 適用範囲

本工事は、設計・施工一括発注方式であるため、受注者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の完遂のために必要な工事、並びに工事の性質上、当然必要とされる全ての工事は、受注者の責任と負担において全て実施するものとする。

2. 疑義

受注者は、本仕様書を熟読吟味し、疑義のある場合には本町に照会し、回答に従い、その内容を十分に了解したうえで見積もるものとする。

3. 変更

- 1) 提出済の提案書については、原則として変更は認めないものとする。但し、本町の指示等により変更する場合はこの限りではない。
- 2) 実施設計期間中、提案書の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合、あるいは提案書によっては工事を全うすることができない箇所が発見された場合、提案書に対する改善変更を受注者の責任において行うこと。
- 3) 実施設計完了後に、設計図書に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合には、受注者の責任において設計図書に対する改善変更を行うこと。
- 4) 実施設計は原則として提案書によるものとする。提案書に対して部分的な変更を必要とする場合には、内容が同等以上の場合において、本町の承諾を経て変更することができる。

第3節 公害防止基準

以下の基準を遵守し、周辺環境に影響を及ぼすことがないように配慮すること。

1) 大気基準

ダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等をチャコールフィルター等により適切に処理した後、以下の排出基準にしたがって排出すること。

ダイオキシン類 0.6pg-TEQ/Nm³以下

第4節 解体施設概要

本工事に定める解体施設の概要は下記の通りである。

- 1) 供用開始年月日 昭和47年7月
- 2) 施設規模 9 t /日
- 3) 稼働停止年月日 平成6年3月
- 4) 処理設備 主要設備は表1-1、表1-2の通り

表1-1 プラント設備類

設備構成	プラント機器、その他		
受入供給設備	プラットホーム	屋内ホッパー直接投入方式 床：鉄筋コンクリート造 壁：小波スレート 腰壁：コンクリートブロック 寸法：幅9.5m×奥行5.2m	1基
	ホッパ	鋼板製直接投入式 間口寸法：幅2.5m×奥行3.65m	1基
燃焼設備	焼却炉本体	回転式焼却炉 ケーシング：外部鋼板内部耐火物密閉式 寸法：径3.8m×高さ4.3m	1基
	回転炉駆動装置		1基
	バーナー		2基
	重油タンク	寸法：径1.0m×高さ1.0m、地上高1.9m	1基
	重油移送ポンプ		2基
	再燃焼室 屋外設置	寸法：径1.6m×幅2.0m、地上高3.8m 構造：自立鉄骨構造内部耐火物外部鋼板密閉式	1基
	再燃焼室下部タンク 屋外設置	寸法：径0.6m×高さ1.2m、地上高1.7m	1基
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室 屋外設置	形式：水噴射式 構造：円筒自立型内部耐火物外皮鋼板製 寸法：径2.7m×高さ4.2m	1基
排水処理設備 屋外設置	地下式水槽1	構造：RC造 寸法：幅1.2m×奥行1.5、深さ1.0m 備考：水が溜まっている。	1基
	地下式水槽2	構造：RC造 寸法：幅1.2m×奥行1.5、深さ1.0m 備考：水が溜まっている。	1基
	地下式水槽3	構造：RC造 寸法：幅1.4m×奥行1.5、深さ不明 備考：土砂で埋戻しされている。	1基
	噴霧ポンプ	給水量：25～41 /min 最高圧力：35kg/cm ² 所要動力：1.6～2.9PS	1基
	排水処理装置	・ 架台 構造：鉄骨造 寸法：幅1.75m×長3.4m×高さ2.1m ・ ポンプ（地上設置） ・ ポンプ（架台上部に設置） ・ 高架槽1 寸法：径0.45m×高さ0.8m、地上高3.5m ・ 高架槽2 寸法：径0.45m×高さ0.8m、地上高2.6m ・ 高架槽3 寸法：径0.7m×高さ1.0m ・ 沈殿槽 寸法：径1.6m×高さ1.8m、地上高2.6m	1基 1基 1基 1基 1基 1基

設備構成	プラント機器、その他		
		・沈砂槽 寸法：径2.6m 地上高2.6m	1基
通風設備	押込送風機	・温風発生装置 寸法：径1.45m×幅1.7m	1基
		・送風機 寸法：幅0.6m×奥行0.9m×高さ0.9m	1基
		・バーナ 寸法：奥行0.4×幅0.6m×高さ0.5m	1基
		・送風機ダクト 寸法：奥行0.3m×高さ0.25m	1基
	送風機 屋内設置		1基
	風道	鋼板製溶接構造	1式
	煙道 屋内及び屋外設置	鋼板製内部耐火物構造	1式
スクリーン付き煙道 屋外設置	鋼板製 内部：耐火レンガ 寸法：高さ2.4×幅5.0m	1基	
	煙突 鉄筋コンクリート造 内部：耐火レンガ 寸法：径2.2m×高さ7.6m 備考：内部は上部煙突を解体した耐火レンガで 充填されているものとして見積ること。また、 煙突横のがれき（鉄筋コンクリート等）も撤去 すること。	1基	
灰出設備	灰出し設備 地下式（一部屋内）	チェーン式灰搬送装置 チェーン駆動装置(1基) 地下ビット寸法：幅1.0m×長5.47m、深さ2.3 m 備考：水が溜まっている。	1基
	灰積込装置 屋外	自立高架式、鉄骨鋼板製 ・チェーン式灰搬送装置 搬送部構造：溝型鋼 搬送部寸法：幅0.9m 頂部地上高さ：8.3m ・シュート部 寸法：底部幅0.9m×長4.0m×高さ0.3m ・架台 寸法：幅1.7m×長2.6×高さ4.6m ・点検用歩廊 寸法：幅0.9m×長2.6m	1基
電気・計装設備	回転炉操作盤	寸法：幅0.35m×奥行0.2m×高さ0.45m	1基
	灰出し設備操作盤	寸法：幅0.45m×奥行0.2m×高さ0.6m	1基
	計装盤	寸法：幅0.40m×奥行0.5m×高さ1.0m	1基
	配電盤	寸法：幅1.20m×奥行0.2m×高さ0.8m	1基
	各配管電線	計装配管配線、電気配管配線	1式
その他設備	不燃物処理装置	・シュート部 鋼板製 寸法：幅0.8m ・ガラスミル 寸法：幅1.0m×奥行1.4m×高さ1.8m ・ホッパ部 寸法：幅2.4m×奥行2.1m×高さ1.2m ・架台 寸法：幅2.45m×奥行2.1m×高さ2.7m	1式
		各種配管類	重油配管、給排水配管等

表 1-2 土木建築関係

設備構成			
土木建築工事	工場棟（焼却施設）	<p>構造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上2階建 建築面積：101.2m² 床面積：1F：101.2 m²、2F：101.2 m² 外壁：小波スレート 腰壁：コンクリートブロック 天井：木毛セメント板（2階） 屋根：折板</p> <p>鉄筋コンクリート部主要部材寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱：幅 0.65m × 長さ 0.55m × 6 本 ・大梁：梁せい 0.6m × 梁幅 0.45m × 6 本 <p>鉄骨主要部材寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱 寸法：H形鋼 150 mm × 150 mm × t10 mm 6 本 ・柱 寸法：H形鋼 100 mm × 100 mm × t8 mm 2 本 （2階プラットホーム入口柱） 	1 式
	控室	<p>構造：木造平屋建て 建築面積：15.7m² 床面積：15.7 m² 外壁：木造 屋根：小波スレート、一部波板（トタン）</p>	1 式
	外部便所上屋	<p>構造：木造平屋建て 建築面積：1.2m² 床面積：1.2 m² 外壁：木造 屋根：小波スレート</p>	1 式
	建築機械設備	（外部便所も含む）	1 式
	建築電気設備		1 式
	機械基礎		1 式

第4節 工事範囲

本工事に定める工事範囲は次の通りとする。

解体工事範囲は添付資料及び第3節解体施設概要を参照とし、地下構造物を含む工事範囲全ての土木建築類及びプラント設備類の解体撤去工事とする。

添付資料2の解体範囲図にて焼却施設建屋の解体範囲外としているRC部分は残置する。また、残置部分はストックヤードとして利用する計画であるので残置するRC部分を損傷することがないように解体撤去すること。

なお、解体範囲内の地下部分（建物基礎、機械基礎（煙突基礎含む））も解体撤去範囲内とする。杭があった場合は残置し、位置が分かるように記録を残すこと。

1. プラント設備類解体撤去工事

受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排水処理設備、通風設備、灰出設備、電気・計装設備、その他設備の解体撤去工事一式とする。

2. 土木建築類の解体撤去工事

工場棟（焼却施設）、控室、外部便所、建築機械設備、建築電気設備、機械基礎の解体撤去工事一式とする。なお、入口門扉は、解体範囲外とすること。

3. 解体撤去工事に伴う分析，調査

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の内容に添った解体対象設備の空気中のダイオキシン類の測定，周辺環境等の調査等一式とする。なお、分析・調査にあたっては、公定法にて計量証明事業所で実施すること。

4. 解体撤去工事に伴う付着物除去作業

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の内容に添った付着物除去作業工事一式とする。

5. 解体材の処理，運搬，処分

解体工事及び付着物除去作業により生じた汚染物，排水，耐火物，コンクリート，鉄骨鉄筋，機械類，建具類，配管類，アスベスト類，配線材，その他解体廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、一般廃棄物，産業廃棄物，特別管理廃棄物等、種類毎に分別して適正に処理・処分・再資源化するものとする。また、施設内に残留するごみ類，灰類，廃油，廃液，廃酸・廃アルカリ，排水等は全て取り出し、適正に処理・処分すること。残灰や付着物は解体工事に伴って発生する廃棄物とし、産業廃棄物または特別管理産業廃棄物として適正に処理・処分すること。貯留水は付着物除去作業の際に発生した排水と同等のものとして取り扱うこと。

付着物除去作業で除去された解体廃棄物及びその他の除去する必要のない解体廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物等種類毎に分別して排出し、処分すること。

除去されたダイオキシン類を含む汚染物の処分は、原則として搬出前にキレート等による安定化処理を行った後、ドラム缶等の容器に密封し、管理型産業廃棄物最終処分場へ運搬し、埋立処分するなどの方法とする。また、場外へ搬出する前には第6節に示す分析を行うものとする。前処理及び搬出するまでの間、一時保管するような場合には、飛散防止のため容器等に密封した上で保管するものとする。

付着物除去作業の際発生する排水についても、処理後に所定の分析測定を実施し、産業廃棄物として処分すること。

6. 解体後の埋め戻し、整地、片付け清掃等

解体跡のGL以下の部分は全て良質土(真砂土)で埋戻し平地として整地し、後片付け、清掃を行うこと。

7. 施工計画及び現場管理等

現場調査、実施計画、関連機関への申請、届出及び報告、現場管理等本工事を安全に且つ適正に実施するために必要な全ての施工計画及び現場管理を行うものとする。

8. 官公署等申請への協力

本町が関係官庁への認可申請、報告、届出を必要とする場合、受注者は書類作成等について本町に協力し、その経費を負担する。また、現地着工前に受注者側に関係官庁への認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きを受注者側の責において行い、必要な費用を負担する。なお、完了後は速やかに本町に報告する。(解体工事の計画届、その他各種届出書等)

特に労働基準監督署の指導は十分厳守すること。

第5節 関係法令等の遵守

本工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

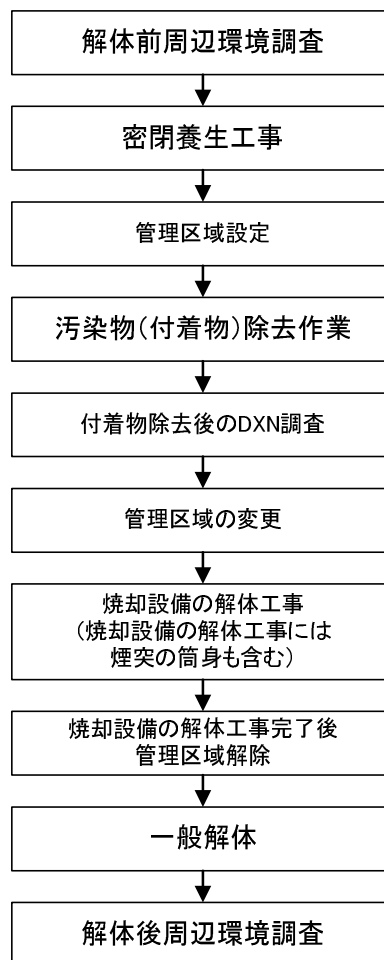
- 1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」同「施行令」同「施行規則」
- 2) 「環境基本法」及び関係諸法令
- 3) 「労働安全衛生法」及び関係諸法令
- 4) 「建築基準法」及び関係諸法令
- 5) 「消防法」及び関係諸法令
- 6) 「大気汚染防止法」
- 7) 「水質汚濁防止法」
- 8) 「騒音規制法」
- 9) 「振動規制法」
- 10) 「電気事業法」
- 11) 「建設業法」
- 12) 「労働基準法」
- 13) 「岡山県条例・規則」
- 14) 「ダイオキシン類対策特別措置法」
- 15) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」
- 16) 「作業環境測定法」同「施行規則」
- 17) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- 18) 「土壌汚染対策法」
- 19) その他、関係する法令を遵守すること。

第6節 解体工事の実施について

受注者は解体工事の実施に際し、下記の留意点及び重要事項を十分認識し工事を行うこと。また、焼却施設の解体工事については、厚生労働省の「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」等に従い、適切な作業方法を盛り込んだ『解体工事施工計画書』を作成し、所轄の労働基準監督署へ届出を行い、その写しを本町へ提出するものとする。また、解体作業を行うに当たり、所轄の労働基準監督署の受領及び指導に従い、追加作業や追加調査測定分析等が生じた場合、全て本工事内に含まれているものとして適切に実施するものとする。このとき発生する追加費用に関しては受注者負担とし、受注金額による変更契約は行わない。(スクラップ取得費が高額に発生しても同様に減額変更はしない。)

解体工事にあたっては、下記の工事フローを遵守すること。

解体工事フロー



1. 解体工事の実施計画

1) 安全衛生管理体制の確立

安全な作業を行うため、労働安全衛生規則に定めるところにより、化学物質についての知識を有する者の中から作業指揮者を選任し、常時、現場において保護具の着用状況、粉じん発生源の湿潤化の確認等の指揮、監督を行う。また、コンクリート工作物の解体は別途作業主任者を選任する。その他労働安全衛生法に基づいて安全衛生管理者等の選任、安全協議会の設置及び運営等十分な管理体制にて実施すること。

2) 作業環境（空気中のダイオキシン類濃度）の測定

(1) 空気中のダイオキシン類濃度

作業区分毎に空気中のダイオキシン類の濃度を測定する。測定は解体作業中に少なくとも各1回以上行くと同時に、粉じん濃度の測定も併行して実施する。作業中は粉じん濃度を測定し、環境管理を行うものとする。

3) 解体対象設備の汚染物のサンプリング調査

労働安全衛生規則第592条の2に定める汚染物のサンプリング調査については本町にて実施している。ただし、不足がある場合及び3ng-TEQ/gを超える1箇所についての追加的サンプリング調査については、受注者にて行うこと。

4) 施工計画書の作成

受注者は、解体工事開始前に『解体工事施工計画書』（解体範囲、付着物除去作業方法、付着物除去結果の評価方法、作業の概要、使用する保護具類の内容及び管理の方法、除去した汚染物の管理方法等必要書類、事故時の対応マニュアル、苦情に対する対応マニュアルを含む）を作成すること。

5) 解体工事の計画届

ごみ焼却施設解体工事については、工事開始日の14日前までに、所定の様式に必要な事項を記載して、必要書類を添付したのち所轄の労働基準監督署に遅滞なく届け出ること。

6) 特別教育の実施

(1) ダイオキシン類関係

作業員の安全教育を徹底すること。特にダイオキシン類に対する有害・有毒性の知識、対象施設のダイオキシン類濃度及び管理区分、ばく露防止対策、作業手順、保護具の使用と管理の方法、事故時の緊急措置等について十分な安全教育を実施すること。

特別教育は講習資格者による講習会を開き受講修了者に「講習修了証」を発行し、修了証を持たなければ作業をさせない等の厳重なる措置をとるようにすること。

(2) 石綿関係

受注者は、石綿含有製品の解体に従事する労働者に対し、石綿粉じんの発散の抑制や、保護具の使用方法について教育を行うこと。

7) 各種の記録の保存

サンプリング記録，分析結果，呼吸用保護具の使用記録，各作業記録，排気・排水の記録，教育に関する記録，汚染物及び石綿含有製品の搬出量及び適正処理・処分した記録等を保存すること。また、主要な記録は本町に報告すること。

8) 作業員の健康管理

本工事に従事する作業員の健康管理を行うこと。万一、事故または保護具等の故障により、ダイオキシン類に汚染された場合、また、ダイオキシン類を吸入したおそれのある場合には遅滞なく医師の診察または適切な処置を行い、必要に応じて血中ダイオキシン類濃度測定を行うこと。これらは全て記録し保存しておくこと。

9) 環境調査

(1) ダイオキシン類

解体工事による汚染の影響をみるため、当該施設と施設外との境界付近にて環境調査(土壌及び大気中のダイオキシン類)を工事施工前(土壌4箇所(1検体)、大気4箇所程度)、工事施工中(大気4箇所程度)及び工事施工後(土壌4箇所)に実施すること。環境調査(モニタリング)用の土壌については、標準土壌として持込土壌を用いることとする。

2. 解体工事の安全対策

- 1) 本町が事前に調査した汚染物のサンプリング調査結果(添付資料3参照)を用いて、管理区分の決定及び保護具の選定を行うこと。また、解体工法の詳細な検討を行うこと。ただし、設備の内部での付着物除去作業は、管理区域に関係なく全てレベル3の防護基準とすること。
- 2) ダイオキシン類分析結果等を関係する作業員に周知すること。
- 3) 防護服，各種保護具類は各作業管理区分に決められたレベルの保護具類を使用すること。
- 4) 作業前及び作業中の保護具の着用状況を確認すること。
- 5) 付着物除去作業及び機械設備解体作業を行う場合(管理区域設定期間中)には、管理区域を設定し、その管理区域に従って屋内の場合は、建屋隙間の目張り，シール等による密閉隔離または仮設構造物による密閉隔離すること。また、屋外設備の場合には、当該箇所を仮設構造物(壁・天井等も含む) 防塵・防音パネル又は、ビニールシート養生により、管理区域毎に密閉隔離すること。
- 6) 管理区域内の作業場所では、作業中は内部を負圧(換気回数は4回/hを標準)にすると共に、換気装置，プレフィルター，HEPAフィルター及びチャコール(活性炭)フィルター等により適切な処理を行った上で、排出基準(ダイオキシン類大気環境基準)に従い、区画外へ排気すること。
- 7) 汚染物が付着した保護具等を外部へ持ち出しすることを禁止すること。飛散防止を徹底し、作業場の換気，作業場への出入り時の汚染物の除去(エアシャワー，シャワー，靴付着物除去用設備等)，保護具等の着脱等は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」，「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」に従い計画し実施すること。

- 8) 解体作業中（一般解体は除く）の粉じん濃度は、常時測定し、報告及び記録すると共に、異常があった場合には、直ちに対策を講じること。
- 9) 汚染された作業服，保護具の保管，管理を徹底すること。
- 10) 仮設囲い（パネル1.8m以上）を設けること。なお仮設囲いに当たっては既存施設の維持管理業務（最終処分場水処理施設の管理）が可能なスペースの確保した上で仮囲いの範囲を決定すること。
- 11) 作業区分を設定している仮設構造物の中は、飛散した汚染物が土壤に染み込まないような対策を行うこと。
- 12) 添付資料4に示す（小波スレート）は、石綿含有建材として見積ること。また、パッキン類は、非飛散性アスベストとして見積もること。その他、石綿含有建材の可能性のある建材については、調査の上必要な飛散防止対策，保護具の着用，作業方法，処分方法等について関連法令に従い解体工事を行うこと。
- 13) 電気品について PCB の含有の有無について調査した結果、PCB の含有する機器があった場合においては、町が指定する場所へ保管基準に必要な措置を講じ保管すること。

3. 解体工事の施工

1) 付着物の除去方法の決定及び施工

『解体工事施工計画書』に従い、堆積汚染物等の取り出し方法（水散布，バキューム吸引等）及び付着物除去方法（高圧水洗浄，湿式ブラスト処理等）を決定する。なお、排水処理後の排水については放流しない方針とするため、産業廃棄物として処理費用を低減するため、極力排水量の少ない除染方法とすること。解体工事は、設備内の堆積物（焼却灰，集じん灰等）残渣、貯留水、廃油等を先に取り出し、次に、洗浄等による除去作業を実施し、解体作業を行うこと。また、設備の中のみでなく、外表面や付属機器及び建屋の鉄骨部，床，壁等に付着している汚染物も除去すること。コンクリート面，鉄材料表面，耐火物表面等は付着物を残さないよう除去すること。また、作業場所は粉じんの発生を防止するため常に湿潤状態を維持管理し、除去作業に使用した水は、直接産業廃棄物として処分するか、集水したうえで、排水処理を行い排水処理後の排水を産業廃棄物として処分すること。更に、外部への飛散・拡散防止，作業員への影響，周辺地域への影響がないように密閉養生し換気，除じん等に留意すること。

2) 付着物の除去結果の確認・記録

付着物の除去作業が完了したのち、付着物除去結果の検査（目視確認）を行い、付着物除去後のダイオキシン類の測定（汚染物のサンプリング調査箇所）結果の記録、除去前後の写真撮影、評価記録を作成すること。ただし、付着物除去後サンプルの採取が不可能である場合及び汚染物のサンプリング調査結果が250pg-TEQ/g以下の場所のダイオキシン類の測定は必要ない。

3) 解体方法の決定

空気中のダイオキシン類濃度測定結果(2.5pg-TEQ/m³とみなす)，汚染物のサンプリング調査結果を用いて、解体方法を決定する。

4) 解体作業

解体作業場の管理区分に基づき、『解体工事施工計画書』に決められた方法により解体作業を行う。作業場所の粉じん飛散防止、防音等のための仮設、養生を行い、発じん防止対策、防音対策等に十分留意する。

なお、解体作業において、原則として溶断等の加熱作業は行わないこと。

原則として、レンガ、キャストブル、ライニング材を先に解体撤去し、次いで、躯体及び構造材を解体するものとする。

5) 廃棄物及び解体材の分別

焼却灰、集じん灰及び除去した汚染物は密封容器等に入れて、他の解体物とは別にしておくこと。汚染物の一時保管、処理等で使用する場所はコンクリートあるいは鉄板等を敷き、シート等で囲み、こぼれた汚染物が土壌に浸透したり、飛散したりしないようにすること。

汚染除去が不完全な解体対象物については、さらに汚染除去を行うか、または汚染物と同等の処理処分をおこなうものとする。解体廃棄物については、汚染されている廃棄物又は汚染除去されている廃棄物について、次項に示す処理・処分を行うこと。

4. 汚染物及び解体廃材の処分方法

1) 排水処理

付着物除去作業において高圧洗浄または湿式ブラスト処理等に使用した後の排水、汚染物の付着した工具・保護具等を洗浄した水、洗濯排水等の解体工事で使用した排水は、解体現場内で仮設の凝集沈殿処理施設等により処理を行い、一時保管したのち処理水は洗浄等の除去作業などにできる限り再利用を図り、余剰水を産業廃棄物として適切に処分するか、未処理の排水を分析した後に、直接産業廃棄物または特別管理産業廃棄物として適切に処分すること。また、上記排水処理の沈殿物は、分析した後に、直接産業廃棄物または特別管理産業廃棄物として適切に処分すること。

また、本施設の水槽等に溜まっている水は、付着物除去作業により生じる水と同様に処理処分すること。

処理水を場外搬出する場合には、搬出先の受入れ基準確認頻度に従い予め、処理先の受入基準項目の分析を実施すること。

2) ダイオキシン類汚染物

焼却灰、集じん灰等及び汚染物除去作業により除去された汚染物はそれぞれの汚染度により、適切に区分して特別管理産業廃棄物として中間処理や、管理型最終処分場にて埋め立て処分を行うこと。汚染物類は、必要に応じて重金属類溶出防止等のため搬出前に現場にて仮設設備によりキレート処理等及びダイオキシンの低減処理(3ng-TEQ/g以下)をしたうえ、ドラム缶等の密閉容器に入れ搬出すること。また、搬出にあたって予め汚染物の重金属類の溶出試験、ダイオキシン類の測定等を同一種類毎に実施し、分析結果を確認のうえ搬出すること。

残灰(焼却灰や集じん灰)や付着物は解体工事に伴って発生する廃棄物とし、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物として適正に処分すること。

3) 解体廃材

1) 項、2) 項、の汚染物以外の解体廃棄物は、全て受注者の責任において産業廃棄物として場外へ処分及び再資源化を行うこと。廃棄物処理業者の選定においては、登録許可等の確認を行い、廃棄物が適正に処分されるよう紙マニフェスト等必要な書類を提出させること。

(1) 耐火物

耐火物等はすべて産業廃棄物として場外で処分すること。なお、耐火物は重金属を含んでいる場合があるので、分析の結果において重金属類が基準値を超える場合には不溶化処理等をしたのち、産業廃棄物として場外処分とする。耐火物を場外搬出する場合には、予め重金属類の溶出試験、ダイオキシン類の測定等を実施し、その結果により、処分先及び処分方法を決定すること。耐火物は、原則として管理型最終処分場で処分すること。

(2) コンクリートがら

付着物除去作業において充分洗浄されたコンクリート類は極力リサイクルするよう努めること。ただし、解体したコンクリートがらのダイオキシン類及び重金属類を測定し、ダイオキシン類濃度が環境基準の調査指標値 250pg-TEQ/g 以下で、且つ、重金属類が土壤汚染対策防止法の土壤環境基準値以下であれば、リサイクルすることが可能であるが、その基準値を超える場合には、その濃度により、埋立処分等産業廃棄物として適切に処分すること。

(3) 廃鉄材

(4) 機械類

(5) 設備に残留する廃液(廃薬品)、廃油、汚水類は解体前に点検し、先に取り出し産業廃棄物として処分すること。なお、残留物解体後は洗浄すること。

(6) アスベスト類

(7) 廃木材等

(8) 解体施設の設備内やそのまわりに残存している残渣

(9) 汚染した防護服、保護具等

5. その他工事条件

- 1) 工事に必要な電気、用水は受注者にて仮設し、使用料金も受注者の負担とする。
- 2) 工事のために必要となる現場ハウス、資材置き場等については、本町と協議の上、決定するものとする。
- 3) 工事時間は原則として昼間のみとし、夜間作業は行わないものとする。
- 4) 工事作業員の脱衣所、休憩所、便所等は全て受注者が仮設するものとする。
- 5) 関係機関への申請、届け出事項は原則として受注者において実施または代行とし、それに要する費用は受注者の負担とする。
- 6) 解体工事においては、解体工事着工前、解体工事完了後をはじめ、各作業工程及び作業区分毎に工事写真を撮影すること。また、付着物除去作業においても同様

とする。

- 7) 必要な事項については、書面にて報告すること。また、打ち合わせを行った場合には、速やかに打ち合わせ記録を作成し提出すること。
- 8) 本工事に必要なダイオキシン類測定その他の測定分析は、全て受注者の責任において実施するものとする。
- 9) 施設内に残留する什器・備品等(固定されていないもの)の取り扱いについては、次のとおりとする。
 - 家電リサイクル法等の法令対象品目については、敷地内の本町指定場所に運搬・集積し、本町へ引き渡すこと。
 - 木製の机や椅子など一般廃棄物に該当するものは、敷地内の本町指定場所に運搬・集積し、本町へ引き渡すこと。
 - 上記以外の残留物については、産業廃棄物として適正に処理・処分・再資源化すること。
- 10) 監督員用のダイオキシン類ばく露防止用保護具を用意すること。(防護服、エアラインマスク、化学防護靴、化学防護手袋等)
- 11) 工事進捗状況については、町のホームページにて情報公開(週1回程度更新)する予定である。そのための現場状況の写真の撮影等の協力をする事。
- 12) 工事に際し、本町は適宜地元説明会を開催する予定であるため、受注者は説明会用の資料の作成に協力し、説明会に出席すること。

第7節 提出図書

1. 工事実施時の提出書類

下記書類を提出のこと。部数は3部程度とするが、工事実施時に本町と打合わせを行い決定する。

- 1) 工事設計図書
 - (1) 解体工事図
 - (2) 工事内訳明細書
 - (3) 数量計算書
 - (4) 単価表・単価見積等の単価根拠
- 2) 工事仕様書
- 3) 計画届け出書
- 4) 解体工事施工計画書：労働基準監督署の指示する内容を明記
- 5) 各作業の詳細施工要領書及びダイオキシン類ばく露防止対策
- 6) 各種測定分析報告書
- 7) 汚染物除去の記録簿（写真も含む）
- 8) 解体廃棄物の処理処分の実施報告書（マニフェスト伝票写し等）
- 9) 工事写真（作業前，作業中，作業後，処理・処分状況，仮設設備等）
- 10) 工程表
- 11) 各種届け出書及び許可書
- 12) 各種施工記録（保護具の使用記録，各作業記録，教育に関する記録等）
- 13) その他指示する書類

第8節 その他

1. 施工

本工事の施工に際しては、次の事項を遵守すること。

1) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者の安全教育を徹底し、労務災害の発生が無いように努める。

2) 現場管理

工事工程、施工方法、現場養生、機材搬入、工所用電力、用水の使用等については、事前に本町と十分協議調整した上で工事を実施する。受注者は、工事实施中には、月間及び週間工程表を提出すること。

また、整理整頓を励行し、火災・盗難などの事故防止に努めること。

3) 復旧

解体範囲以外の施設の損傷・汚染防止に努め、万一損傷・汚染が生じた場合は、受注者の負担により速やかに復旧すること。

2. 一般事項

1) 諸保険料は、諸経費に計上(受注者の負担)すること。

2) 危険防止には万全を尽くし、事故等のないように十分な体制をもって工事施工を行うこと。

3) 解体工事のための車両及び解体廃棄物の運搬車によるこぼれや飛散により、道路を汚染しないよう対策すること。また、必要に応じて交通整理のための誘導員を配置すること。加えて、解体対象地に接する側道は、通学路であることに十分留意すること。

4) 作業員の仮設便所については、衛生を考慮のうえ設置し、作業員にも徹底した衛生指導を行うこと。

5) 本工事の施工にあたっては、工法等の変更により工事費の増額が生じた場合にも、その費用については受注者の負担とする。

6) 工事に使用した用水は、適切に処理すること。

7) 工事の施工に際し、地元及び関係地域等に対して必要に応じて工事計画説明を行う場合もあるのでその際は対応のこと。

8) 工事に起因する振動・騒音が住民及び近隣建築物等に対し支障をきたすことの無いよう十分留意のこと。

9) 工事期間中の防犯については予防対策を配慮のこと。

10) 工事にあたっては、近隣の建物、構造物、その他の設置物に損害を与えないよう十分注意すること。万一損害を与えた場合は、受注者において損害賠償に応じること。

11) 工事の実施にあたっては、近隣住民の生活に支障となることがないように十分に注意すること。

以上